

核融合科学研究所フュージョンエネルギー産学連携研究室運営要項

制 定 令和5年10月25日 所長決定

最終改正 令和6年 9月10日

(目的)

第1 この要項は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構産学官連携研究部門に関する規程（平成31年自機規程第119号。以下「産学官連携研究部門規程」という。）第18条、及び核融合科学研究所組織運営規則（令和5年核研規則第4号）第14条の2第2項に基づき、フュージョンエネルギー産学連携研究室（以下「IAC研」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(運営)

第2 IAC研は、研究部又は技術部に属さない所長直属の研究及び技術開発を行う組織として、民間機関等からの外部資金を活用し、核融合科学研究所が主体となって運営するものとする。

2 IAC研に、室長を置き、所長が指名する。

3 室長は、IAC研の業務を統括し、調整する。

4 室長は、特に必要があると認めるときは、核融合科学学際連携センター産学官連携部門の意見を聴き、共同で業務を行うことができる。

(研究グループの設置)

第3 IAC研に産学官連携研究部門規程第3条第一号に定める産学官連携研究部門として、研究グループを置く。

2 研究グループに、民間機関等とのイノベーションを支援することを目的として、コンソーシアムを置くことができるものとする。

3 前項に定めるもののほか、コンソーシアムの組織及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(技術開発グループの設置)

第4 IAC研に技術開発の進展及び充実に資することを目的として、技術開発グループを置く。

(職務)

第5 第3の研究グループ及びコンソーシアムの構成員は、研究グループ及びコンソーシアムにおける産学連携活動のほか、自由な発想の下に研究を行うことができるものとする。加えて、特段の制約がない限り、核融合科学研究所における指導学生等に対する教育を行うことができるものとする。

(その他)

第6 この要項に定めるもののほか、IAC研の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年10月25日から実施し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要項は，令和6年10月1日から実施する。